

コンパクトなまちづくりを推進する「立地適正化計画の策定」を支援いたします。

■立地適正化計画とは？

- ◆「立地適正化計画」は、都市再生特別措置法の改正（平成26年8月1日施行）によって創設された都市計画制度の新しい施策です。
- ◆都市全体の構造を見直し、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩や公共交通で移動できる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」という考え方でまちづくりを支援することを目的とします。
- ◆立地適正化計画は、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされます。

■立地適正化計画制度創設（法改正）の背景

- ◆急速な人口減少・高齢化の進行と市街地の拡大の中……
 - ⇒ 高齢者や子育て世代を中心に、買い物、医療・福祉、子育て、教育・文化等のサービスが身近でスムーズに利用できる社会が求められています。
 - ⇒ 人口密度が低い市街地が広がり、拡散した居住者の生活を支えるサービスの経営が成り立たなくなることが危惧されています。
 - ⇒ 人口に対して過大な公共施設やインフラ設備の維持のために行政コストがかさみ、持続可能な都市経営が危惧されています。
- ◆こうした背景を踏まえ、立地適正化計画を位置付ける都市再生特別措置法の改正が行われました。

■立地適正化計画の区域・内容等

都市機能誘導区域

◆居住誘導区域内に設定

- 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設

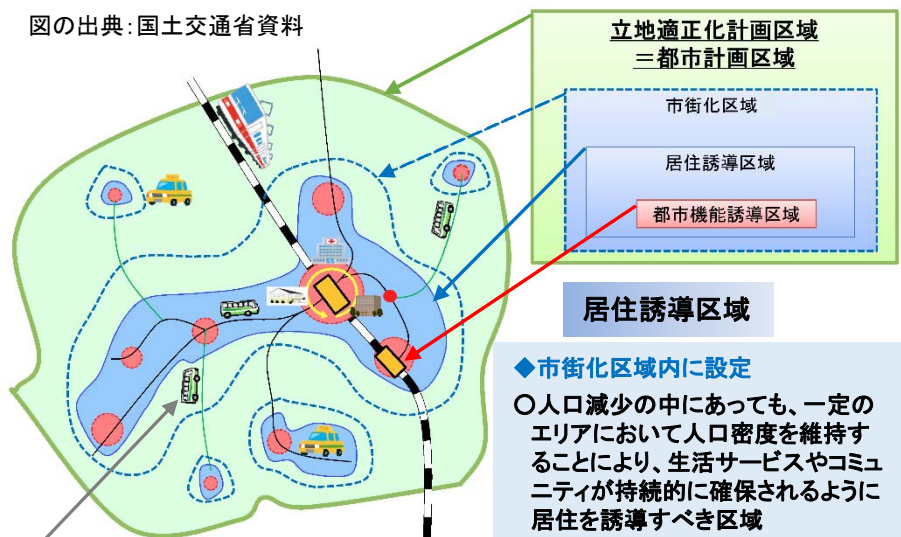
◆都市機能誘導区域内に誘導すべき施設

- 医療・福祉施設
- 商業施設
- 教育・文化施設 など

公共交通

- ◆都市機能誘導区域、居住誘導区域間を連携する公共交通網の設定

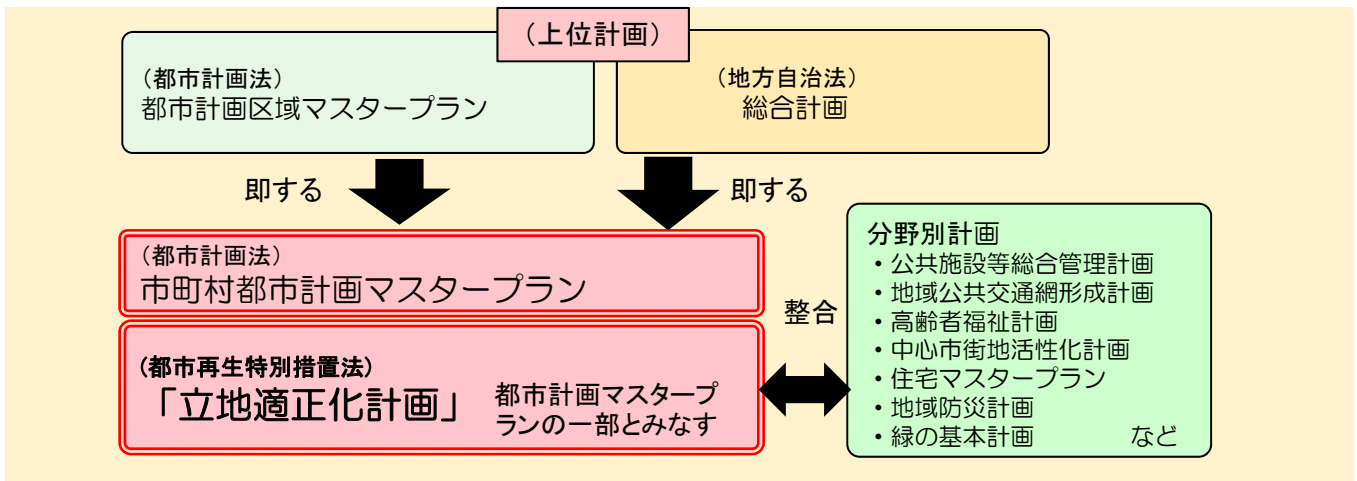
図の出典：国土交通省資料



◆市街化区域内に設定

- 人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

■各計画との関連性

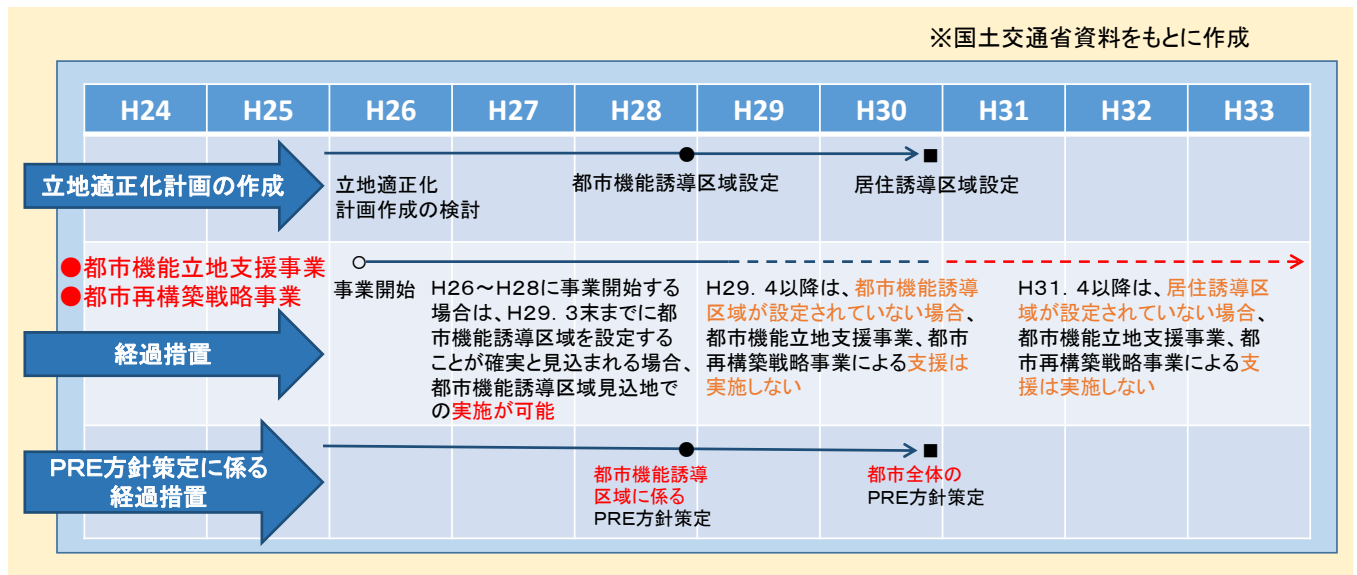


■支援措置・特例措置・税制措置

◆立地適正化計画を策定することにより、まちづくりに関する様々な支援措置・特例措置・税制措置を受けることができます。例えば、

- ・福祉、医療施設等の建替等に際し、**容積率や用途制限を緩和** ⇒ **特定用途誘導地区**
 - ・医療、社会福祉、教育文化、商業等の施設を整備する民間事業者へ**国が直接補助** ⇒ **都市機能立地支援事業**
 - ・都市再生整備計画事業の国の**交付率を40%から50%にかさ上げ**して支援 ⇒ **都市再構築戦略事業**
- 等

■立地適正化計画作成に係る経過措置



お問い合わせ先



〒500-8856 岐阜市橋本町2-8 (濃飛ニッセイビル4F)

本社 まちづくり推進課 永縄、成瀬

TEL 058-214-3459 FAX 058-252-3766

URL : <http://www.teikoku-eng.co.jp/>

E-mail : naganawa@teikoku-eng.co.jp